

第1150号

AFN-1150

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 12 / 26 (月)

『H29年度税制改正大綱（1）配偶者控除、特別控除見直し』

自民・公明両党はこのほど、29年度税制改正大綱を決定した。今回から7週に亘り概要を掲載する、その1回目は所得税。**就業調整を意識しなくて済む就労を後押しするため、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。**担税力の調整の必要性の観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。

【配偶者控除】控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を、以下の通り合計所得金額に応じて定める。1) 900万円以下—～38万円 2) 900万円超950万円以下—～26万円 3) 950万円超1,000万円以下—～13万円 4) 1,000万円超—適用なし【配偶者特別控除】対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とする。それをさらに9段階に分け、上記の1)、2)、3)それぞれについて、その範囲に応じた控除額を定める。(最大38万円、最小1万円) 上記の改正は30年分以後の所得税について適用するとし、今後数年をかけ、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組む方針。なお、地方税についても所得割の納税義務者について上記に準じた改正を行うが、それに伴う個人住民税の減収額は全額国費で補填する。

『事業承継ガイドラインを改訂 「診断」の導入を提起—中企庁』

中小企業庁は「事業承継ガイドライン」を改訂・公表した。(1) 事業承継に向けた早期・計画的な取り組みの重要性(事業承継診断の導入) (2) 事業承継に向けた5ステップの提示 (3) 地域における事業承継を支援する体制の強化—が主な内容。

事業承継診断の導入は、事業承継に向けた早期かつ計画的な準備への着手を促すツール。これを通じて支援機関と経営者の間での「事業承継に関する対話」を喚起。事業承継に向けた準備の必要性を気づききっかけとし、把握された課題に応じて適切な支援機関へつなぐ。また、地域の将来に責任を有する都道府県のリーダーシップの下、地域に密着した支援機関をネットワーク化する。よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等とも連携する体制を国のバックアップの下で早急に整備し、各支援機関の強みを活かしつつ個々の事業者の課題に応じたシームレスな支援を実施する。

同庁は、事業承継のあり方を議論する場として「事業承継ガイドライン改訂小委員会」を開催、具体策の検討を進めてきた。ガイドラインはその成果。

中小企業に蓄積されたノウハウや技術などの価値を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくために円滑な事業承継は極めて重要な課題だ。



＜冬期休業のご案内＞

平成28年12月30日(金)から平成29年1月4日(水)まで休業させていただきます。
次回の発信は1月10日(火)の1151号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com